

地誌編さんと民衆の歴史意識

—広島周辺地域を中心に—

佐 竹 昭*

The History Consciousness Reflected in *Chisi*

Akira SATAKE*

目 次

はじめに	III. 「日本の歴史」の浸透—『芸備国郡志』—
I. 地域の歴史—生成・展開の事例—	IV. 歴史意識の転換—『芸藩通志』—
II. 伝説の世界から歴史の世界へ	むすびにかえて

はじめに

本稿では、現在の人々の歴史意識を考える前提として、これまでの郷土の歴史・地域の歴史に関するさまざまな叙述に注目し、伝説も含めてどのような歴史像が描かれてきたかを追跡し、その推移の意味するところを考えてみたい。

検討の素材は広島周辺地域の地誌類に求め、とくに江戸時代から明治にかけての動向を探ることにする。この時代は、全国的規模でさまざまな人的・物的交流が展開し、しかも民衆の間に学問を志す人々が現れ、おそらく初めて、民衆が他の地域や都の歴史、つまり日本の歴史を意識しつつ、自ら郷土の歴史をとらえ始めようとした時代であった。

それは地域民衆の目覚め、さらには自己主張という性格を持つが、一方自らの地域を日本のなかの一つの地方と位置づけざるをえない結果を招くことにもなる。郷土の歴史から出発して「地方の歴史」に到着してしまうのである。これは単なる歴史意識だけの問題ではなく、「某村の人」「某藩の人」で事足りていた世界から、民衆自ら「日本国民」であるという意識を持つにいたる過程でもある。その意味でこの時代を何よりも重要と考え、地

* 広島大学総合科学部 ; Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

域民衆の歴史意識を大小の地誌類から検討してみることにした¹⁾。

I. 地域の歴史－生成・展開の事例－

考察の出発点は、広島市の南方約30キロメートルの瀬戸内海に位置する倉橋島である。

この島の中心的集落であった本浦は、江戸時代以来造船業で栄えたところで、西日本でも有数の造船地であった。島には遣唐使船建造が行われたという伝説が伝えられており、1989年に広島県で開催された海と島の博覧会では、本浦で復元された遣唐使船が展示され、航海させることも実現した。現在倉橋町ではその展示館を建設して保存公開しており、町づくりの柱の一つとなっている。

まずは、この遣唐使船建造伝説の生成・発展の過程をたどることから始めたいが、その前に叙述の都合上、島の歴史について記述した史料をすべて順に並べてみる。そのなかには、後の成立ではあるが内容的に古い姿を伝えるものもあり、物語内容の展開という意味で次のような段階順に整理することができる。

(1) 18世紀初頭

- ① 「清水山白華寺縁起」(元禄12年、本島の野間朝雲筆)。
- ② 「倉橋旧記（密宗浄徳寺由来書）」(元禄14年、同上)。
- ③ 「塩釜大明神縁起」(延文3年の年紀を持つが江戸時代の成立)。
- ④ 「倉橋旧記集録」(文化11年の成立だが内容は①と②をもとに一つに編集したもの、本島の林義計写し)。

(2) 18世紀中頃

- ⑤ 「芸州倉橋浦風土記」(元文のころ、本島の西蓮寺僧侶性添筆、漢文)。
- ⑥ 「長門島記」(天明7年、宮島の僧学信筆、漢文)。

(3) 19世紀前半

- ⑦ 「長門島に遊ぶ記」(寛政4年、広島の儒学者香川南浜筆)。
- ⑧ 「国郡志御編集ニ付下しらべ書出帳」(文化11年、藩命により本島で作成)。

(4) 20世紀初頭

- ⑨ 『倉橋島誌』(明治42年、本島の野村直助編著)。

さて、遣唐使船建造の話に戻ろう。

この島における造船の起源について述べた最初の史料は、(2)段階の⑤「芸州倉橋浦風土記」である。そこでは安芸国に遣唐使船建造を命じた『日本書紀』や『続日本紀』の記事を引用し、

今案するに、往昔遣唐使の船は此の浦に於て之を造る者ならん乎。古自り遣唐使・遣

新羅使、安芸の船工をして之を造らしむ。然し自り以来、今に到り大船小舟を造りて四方の海賈と之を売買す。(原漢文、以下同じ)

と述べ、この島で遣唐使船が建造されたのではないかとする。遣唐使船などの大船建造については、安芸国のどこで建造したか不明であるが、ここではそれを倉橋のことと考えるにいたっている。

しかし、続けて次のような記述も行っている。

古、本朝未だ大船有らず、勢州の人初めて之を造るを以て世人伊勢の親船と称す。其の船を作り出せること、当郷の船工をして荒神之松の下に於て之を造らしむ。其の材木は火山従り之を出せり。是即ち本朝大船を制したるの始めなり。

この併記された二つの記事の内、どちらが島に伝えられた伝承であるかは明瞭である。本浦の背後に聳える火山の木材を用いて、初めて大船を造ったという後者が本来の伝承であり、遣唐使船建造に結びつけたのは学識豊かな⑤の著者であろう。

さらに(3)段階の⑧「国郡志御編集ニ付下しらべ書出帳」では、⑤の二つの造船起源説を継承した記事の他に、鹿老渡浦（島内の一集落）近くに位置する「つくろう浜」（千石浜）について次のような記事を載せている。

此浜ニテ往古神功皇后三韓御征伐之頃軍船調進仕候由、ツクロヲ又は千石浜共相唱申候。太閤様朝鮮御陣之節も依古例此浜ニテ軍船御造立御座候由、夫より又唐船浜とも相称申候。

秀吉の朝鮮侵略の際、この浜で軍船を建造したとする伝説は、⑦香川南浜の「長門島に遊ぶ記」にも「鮮国浦、太閤秀吉公朝鮮征伐の時、此所にて船造らせ給ひけるとぞ」と記されているが⑤には見えない。⑤は秀吉の「朝鮮征伐」に動員された島の人々の動向や運命について極めて豊富な伝承を記しているが、軍船建造の伝承を伝えていない。本浦における造船の歴史は江戸初期にまで溯るのは間違いないので、秀吉から軍船建造を命じられた可能性は十分あるが、本当にその伝承がこの地に伝えられていたのかについては疑問が残る。まして「神功皇后三韓征伐」は『日本書紀』の記事自体が事実ではなく、安芸に造船を命じたという記述もない。

この時期、造船業を独占していた本浦に対し、鹿老渡浦でも造船業に進出しようとして紛争になっており、鹿老渡浦における造船の起源を権威付けるために、この地域古来の伝説ではなく、むしろ外から伝えられた「神功皇后三韓征伐」などの知識を受入れ、より古い起源を主張しようとしたものではなかろうか。

そして、(4)段階の『倉橋島誌』に至っては、これらの記事が総合されて次のようにになっている。

本島は古来著名なる造船地にしてその起源も頗る古し、今を距ること凡一千七百余年前神功皇后の御代、三韓征伐の時軍船を製造せしを始めとし、爾來渡遣唐の船舶・豊太閤朝鮮征伐の軍船等は皆本島にて造作せしものなり。

ここにおいて、本来この島に伝えられ、語られてきた伝承は姿を消し、むしろ後になつて付加された説明が定着してしまうのである。時は日露戦争の直後であった。この島の造船業の起源に関する伝説は「荒神の松の下での大船造り」から「神功皇后三韓征伐時の軍船造り」へと展開していったのである。

もう一つ事例をあげておこう。それは『万葉集』卷15に収められた遣新羅使の歌であり、そこに詠われた寄港地「長門島」の理解をめぐる動向である。

この「長門島」は従来広島の江波のこととされていたが、(2)段階の⑥「長門島記」によつて倉橋島とする説がたてられ、香川南浜の⑦「長門島に遊ぶ記」や滝昌応の主張を経て『芸藩通志』が⑥⑦の説を紹介し、それが確定的となつた。当然のことながら、島民生活には全く無関係のことであったが、それは島の人々に歓迎され、のち本浦の桂ヶ浜には記念碑が建立されている。

これら一連の過程は、島の歴史を日本の歴史と関わらせ、そのなかで少しでも古く、かつ意義あらしめたいという方向性で貫しており、同じような島々が点在する瀬戸内海のなかで、自分たちのアイデンティティーを確立しようとする焦燥にさえ似たを感じさせる²⁾。そしてこのような努力は、時の「日本の歴史」「都の歴史」のもとに島の歴史を従属させてしまう道にもつながっていたが、政府の指導を受けてとくに意図的に行われたわけでもなかつたらしい。

II. 伝説の世界から歴史の世界へ

上は典型的な事例を一つあげてみたのであるが、これを念頭において、引き続きこの島の歴史一般がどのように描かれてきたかを段階的に紹介し、民衆の「歴史」との出会いの様相を検討してみたい。

(1) 18世紀初頭までの段階—島の伝説の原像—

この段階の史料は、すべて寺社縁起の形式をとっている。しかし、実際はその寺社の創立にかかわった島の支配者についての記述に重点があり、「島の王者の年代記」ともいうべき内容になっている。叙述の便宜上、それぞれの史料に現れる支配者名の一覧を作成し、順に番号を付しておいた（表1）。これを参照しながら、(1)段階の諸史料から島の伝説の原像を探ってみたい。

表1 島の支配者名一覧

番号	島の支配者 (武士) の名	①清水山白華寺縁起 (1699)		②倉橋旧記 (1701)		③塩釜大 明神縁起	⑤芸州倉橋浦風 土記 (18世紀)	④倉橋旧記集録 (1814)	
		時 期	記 事	時 期	記 事			記 事	時 期
1	八鉢右平太宗長	天平年間	○						天平年間 ○
2	八鉢木工頭永□	天平年間	○						天平年間 ○
3	宮崎助之進豊正								992 ○紀州
4	岩良都司貞永								1015 ○安芸豊田
5	塩釜左衛門佐源勝信	1059	○奥州			○			1057 ○奥州
6	家臣柴田雲平義兼	1059	○奥州			○			1057 ○奥州
7	近賀五郎道寛					△			○
8	近賀弥太郎信寛								○
9	一熊主税之助蟻満	1067	△		△				1067 ○安芸高宮
10	中山玄蕃頭国清	1105	△	1105	△				1089 ○安芸高宮
11	松岡久米之丞義則			1119	○伊予				1119 ○伊予
12	榎並主計頭清藤			1179	△				1160 △平家
13	高島平太夫友満			1186	△				1184 ○近江源氏
14	土肥弥太郎遠平			1200	△				1200 △備後三原
15	徳田権平次義宗			1242	△周防				1242 △周防
16	草壁掃部藤坂	1300	△						1300 △
17	竹村修理頭近正	1322	△						1322 ○因幡
18	大竹入道覚清		△						1350 ○
19	佐波主殿介道房	1372	△周防						1364 ○周防大島
20	馬淵内匠友家	1408	△						1380 △安芸豊田
21	馬淵権之頭友清	1431	△						1431 △
22	片桐内蔵之助清貞	1463	△						1463 △
23	富永刑部左衛門元重	1496	○						1496 △
24	多賀谷右馬頭平興重						○		○ 伊予河野 配下倉橋城主
25	多賀谷兵部小輔平興頼						○		○ 伊予河野 配下倉橋城主
26	多賀谷筑前守頼勝 (興基)						○		○ 伊予河野 配下倉橋城主

備考) ○印はその人物についてのエピソードがあること、△印は年代・人名程度の記載にとどまることを示す。国名等はその人物の出身地。

①「清水山白華寺縁起」は、本島の野間朝雲の筆になるもので、本浦白華寺十一面觀音の由来を記したものである。これによると、その觀音は聖武天皇天平年間に諸国修行中の行基が本島尾立村（島内の一集落）に立ち寄り制作したもので、1地頭八鉢宗長に預け置

いたものという。やがて、5奥州から来ていた塩釜勝信が夢告によりこれを再発見し、密教の僧を招いて本浦火山の麓に開いたのが白華寺の起源であるとする。

以下、表1にあるような守護人・地頭・給人などの肩書きを持つ武士と寺の住持の名を列記し、いくらかのエピソードが加えられているが、おおむね荒唐無稽といってよい名前と物語である。また実年代が与えられ、8世紀から15世紀末の明応年間までの出来事とされるが、年代は二次的に付加されたものらしい。

この島の王者と島人の暮らしを代表する記述としては、「殊に当所ハ国々之境なれハ、九州之諸武士上下之時節ハ兵船を寄せ、大勢にて打散す時ハ守護地頭為打時もあり、又海賊夜盗之悪人來事度々なり、それに依て地頭給人もかわる事多し、当所騒動する事かぎりなし、然は三月の田かへす事もなし、五月雨の早苗取にもおよハス、六月の草も茂り、秋の稻葉の実のる事もなし、たゞ飢に及ぶはかりなり」とある。しかし平穏な時は諸人の心も素直で神仏を尊ぶ、と記している。

末尾には、回国の途中来島した高野山龍泉院の僧の質問に対して、野間朝雲が白華寺本尊の来歴や寺領などについて答えた問答が記されている。八釦宗長は尾立浦氏神の祭神で仏の化身（本地毘沙門）などという注目すべき記述もある。

次に②「倉橋旧記（密宗浄徳寺由来書）」も同じく野間朝雲の筆になるもので、序に、「武勇の達者」であった伊予の住人松岡義則が守護人になり、阿波の密教僧を招いて浄徳寺を開いたこと。その僧は真言を唱えて奇跡を起こし、法華經に念佛を加えて布教したことなどを記す。続く本文では11松岡義則から15徳田義宗までの守護人・給人および歴代の僧侶名を列記し、エピソードを加えている。

そこに現れる守護人たちも実年代を与えられているが、ちょうど①の空隙におさまるように設定されている。また人名も①とは重ならない。したがって、本来①と②は島の歴史を伝える上で全く別個の系統に属したものである。②の序の部分では、11松岡義則が①に見える10中山国清の入り婿となって守護人を継いだと説明しており、①②に実年代を与え、かつ内容的に連続するよう整理したのは両者の筆録者である野間朝雲の可能性が強い。

③「塩釜大明神縁起」は延文3年の奥書を持つが、①に見える5塩釜勝信と②の浄徳寺の僧が現れるので①②をもとに、塩釜社が再興された江戸時代中期に作成された可能性が強い。塩釜勝信がその故郷奥州から塩釜神を勧請したいきさつを記す。

奥州から来島した勝信に対して、島民が海賊夜盗がはびこり困っていると相談し、勝信が「それこそ侍の面目なれ、当地に住宅して彼夜盗の族をしたかへ、当地の諸人を心安可仕」と答えて海賊を撃退、「諸人既に竈も賑ひゆたかに暮し耕作方も目出度かりしハ勝信の勇力ゆへなり」とする。縁起の冒頭に「夫、士農工商之四ツ之家世間なくては不叶也、

その内武士を以諸人の頭とせり，其故ハ乱世之砌武士を以逆敵を亡，朝国を治ハ侍の本意也」とある武士観に対応している。

④「倉橋旧記集録」は，島内に伝えられた種々の伝説を総集したもので，基本的には右の①②③などを総合した内容になっている。この記録が編集された契機は，広島藩が計画した全藩的な地誌『芸藩通志』（頼杏坪ほか，文政8年，1825）の編纂にあつたらしい。藩では村々に雛形を下して多数の項目にわたって村況を調査させ，結果は「国郡志御編集ニ付下しらべ書出帳」（以下「書出帳」と略す）などの書名で各村から提出させている。この④も倉橋島の⑧「書出帳」の付録として提出されたものである。

実は先の①②③もその時同時に提出されたものの写しである。そのため提出時に改作されている恐れもあるが，表1を参照されればわかるように，①②③は内容的に明らかに④に先行する。また次に紹介する⑤「芸州倉橋浦風土記」に，昔野間五郎兵衛宗円なる人物が往昔の経験を古者の伝に求め，天喜年中より貞治の初めまでの記録を作ったが，内容には疑わしいものが多いと述べている。その記録こそ①②と深い関係にあるものであろう。したがって①②③を(1)段階のものと認め，④はそれらを総集しさらにそれ以外の伝説を加えたものとして補助的に用いることにしたい。

さて，④の内容も①②③を受けているから当然島の支配者についての物語で満たされている。新たに採録された伝説から紹介すると，9一熊蟻満は「常々山海共に殺生を営ミ力の強き事万人に過たり，弓ハ四人張を引きたり，軍に向ふ時ハ重の厚鎧を着すれハ其身鉄石にことく」，出会った大熊も打ち殺し「その威烈しき事人間の及さる所なり」と描写，「世間の人の沙汰しけるハ，倉橋ハ国界なれハ海賊夜盗の悪人来る事度々なれハ，此主税之介守護人に可然と評定あるに付，倉橋を領地に給ひける」と記す。あるいは19佐波道房については，「倉橋之守護地頭ニハ武勇を撰か故少々之間隙入申候，安芸国ニハ無之故他国より頼申候」などとある。やはり，島の王者は人々を外敵から守る強い武者というイメージで貫して描かれている。

なお，④では①②③になかった戦国時代の領主，倉橋多賀谷氏についての記述が加わっている。言い換えれば，①②③には記憶に新しいはずの最近の領主の記述が欠けていたわけで，それだけにこれらの伝説は島の農民に伝えられてきた本来的な伝承の可能性が強いといえよう。

結局，(1)段階の伝説は寺社縁起などの形式をとりながらも，実際は多賀谷氏以前の遠い昔の島の王者の年代記であった。そして，この島が瀬戸内航路に面するところから混乱時にはしばしば略奪を受けたこと。それを防止し，島の暮らしを守るために武勇に優れた武者が守護人として多く他国から迎えられ，また去っていったこと。それらが荒唐無稽とも

思われる内容で繰り返し繰り返し語られるというものであった。それがこの島の伝説の原形であった。そこには都の歴史や権威と結びつけようという志向は見られない。

これら伝説の原形は、しかしこのように一般化すればかえってこの島の中世までの歴史の真実を伝えているようにもみえる。鎌倉時代の末、瀬戸内海に海賊が横行した時、幕府は実際この島の亀ヶ首というところに御家人を派遣し、海上警固を命じている例もあるからである³⁾。治安が悪化した時には海賊に襲われたり、大規模な戦乱の時は航行する兵船の略奪を受けるといったことが何度もあったに違いない。それらから島民を守ってくれる武者の存在は、単に江戸前期の島民の武士観を示すだけでなく、むしろ島民の永遠の願望でさえあったかもしれない。

また、白華寺の十一面觀音は鎌倉時代の作である（県重文）。白華寺は多賀谷氏が文明12年（1480）に本殿再興した桂ヶ浜神社（国重文）との関係が深く、その神事には白華寺の僧が大般若経の転読を行っていたという。その大般若経は応安7年（1374）に豊後国佐賀郷龍泉庵の僧無參が写したもので、周防国氷上山興隆寺妙見社（山口市）、同国富海保国津姫大明神（防府市）を経て倉橋にもたらされたことが判明している。したがって十一面觀音も戦国時代までにいざこからか請來されていたものの可能性もある。その十一面觀音に特別の伝承があることも由なしとはいえない。

（2）18世紀中頃の段階—伝説から歴史への目覚め—

もっとも現代に生きる私たちは、(1)段階の伝説そのままでは歴史的事実を伝えたものとは考えないのであるが、同じような意見を持った人がこの段階になると倉橋島にも現れる。

⑤「芸州倉橋浦風土記」は、その冒頭に著作の動機として次のような記述を行っている。

古人あり、野間五郎兵衛入道宗円と称す。即ち当郷の人なり。世の逸遊を事とせず、一向草創の昔を慕い、物の傾廃を歎いて往昔の経歴せる所を古老の伝に求む。秘かに之を考うるに、天喜年中自り貞治の始めに至りて之を記し畢んぬ。寔に宗円が功、大なる哉。然れども野間の入道述ぶる所、間々亦疑わしき者多し。竜厘も違う則は史伝とするに足らず。且つ、其の未だ郷里の風土に至らず、豈に欠けたるにあらざる耶。

（原漢文）

先にも少しふれたが、この著者も野間の入道が記録し、のち①②にまとめられるような伝説をとうてい歴史として認めることができなかつたのであり、彼の実証主義的精神が本書執筆に向かわせた動機の一つであった。したがって島の支配者に関する歴史叙述は、記憶にも新しく、かつ棟札などから史料的にその存在が確認できる戦国時代、多賀谷氏支配下から始められ、それ以前については全くふれることがない。

またもうひとつの執筆動機である郷里の風土については、本書をいくつかの部門にわけ、愛情のこもった筆致で島の地理的環境から産業や寺社・人物や歴史にわたる記述を行っている。

本書の内容を逐一紹介することはできないので、その特色である合理的・批判的精神をよく示した部分を一部示してみる。

たとえばある稻荷宮について記した所では、キツネに悩まされた人が稻荷宮をまつたことに対して、「予案するに世俗の愚輩の徒、野干を以て稻荷と称す。是兒女の妄説にして誤りの大なる者乎」とする。これは稻荷信仰そのものを否定しているのではなく、いわゆるキツネ憑きやキツネの祟りという信仰を批判しているのである。当時はまだ世間のそこかしこに怨霊が漂っているように意識されており、島民はしばしばそれを恐れていたが、そのような状況には厳しい目を向けている。

また人物について記したところでは、秀吉の朝鮮侵略の際、朝鮮国から連れ去られて倉橋島に置かれた左祐という人を取り上げ、「其人品凡鄙の人に非ず、容貌麗しくして両の耳に環穴あり。古彼国に在る者、高貴なる可し。今遠く古を思い愁傷猶有り。故郷を万里の雲に隔て幼身を逆旅の月に悲しむ。其の恩愛の□く日は何如哉。慨然として哀を催すこと切なり」と同情を寄せ、かつ「是謂いつ可し、豊臣秀吉公暴惡の至り乎」と批判している。秀吉の朝鮮侵略については、この島からも多くの人々が動員されて朝鮮に渡ったことを記述しているが、それから逃げ帰った人々のことも記し、彼らが命令違反として島の庄屋に処刑されたこと、それは島の庄屋が自らの権威を高めるためだけに行ったことで、本当は処刑の必要はなかったとも記している。

また本書の著者は、前節で紹介したように遣唐使船建造を行ったのは倉橋島本浦のことかと考証しているが、それは『日本書紀』『続日本紀』にみえる具体的な記事をもとにしており、現代においてもその仮説は可能性のあるものと考えられている。遣唐使船建造の伝説は新しく作られたものであるが、それはけして上の仮説そのものを否定するものではない。一方「神功皇后三韓征伐」伝説には目もくれておらず、著者の見識を示すものといえる。

このような新しい精神はどのようにしてこの島にもたらされたのであろうか。著者は本浦西蓮寺の僧性添（～1759）であるが、その人物像については何もわからない。しかし、作品そのもののなかに大きな手がかりがあった。実は、広島藩領の地誌『芸備国郡志』（黒川道祐、寛文3年、1663）と、その構成だけでなく一部の表現に至るまで本書は一致しており、性添はこれを手本に、対象地域を倉橋島にかえて執筆したらしいのである。さらに『芸備国郡志』は中国の『大明一統志』に倣って編さんされたものである。

当代一流の学者が中国の地誌を研究して広島藩領の地誌を作成し、さらにそれに学んだ一島嶼の僧が、自分の見解を加えつつ郷土の歴史・風土を記述するという関係が明らかとなった。次にその様相を紹介し、その意義を考えてみたい。

III. 「日本の歴史」の浸透—『芸備国郡志』—

まず、『芸備国郡志』と⑤「芸州倉橋浦風土記」との関係を確かめよう。それぞれの構成は、表2の項目の対比をご覧いただくとして、内容に入りたい。

再び遣唐使船建造の話から始めよう。『芸備国郡志』は、安芸国山川門の江場山（広島

表2 大明一統志と諸地誌の項目対比

大明一統志 (1461)	芸備国郡志 (1663)	芸州倉橋浦風土記 (18世紀中頃)	会津風土記 (1666)	常陸風土記 (1667)	雍州府志 (1684)
〔京師〕					
総叙					
城池	5 城池門		3 城		4 城池門
壇廟					
山陵					
苑囿	6 苑囿門				
文職公署					
武職公署					
〔府州〕					
建置沿革	1 建置沿革	1 古事談門	1 封域	1 建置沿革	1 建置沿革
郡名	2 郡名門	2 土地門	4 郡村	2 旧国名郡名	3 郡名門
形勝	3 形勝門			3 形勝	2 形勝門
風俗	4 風俗門	3 風俗門	2 風俗	4 風俗	5 風俗門
山川	7 山川門	4 山川門	5 山川	5 山川	6 山川門
土産	8 土産門	8 土産門	7 土産	6 土産	9 土産門
公署				7 公署	
学校					
書院					
宮室					
閥梁			6 道路	8 閣梁	
寺觀	9 寺觀門	7 寺觀門	9 仏寺	10 仏字	8 寺觀門
祠廟	10 祠廟門	5 神社門	8 神社	9 神社	7 神社門
陵墓	12 陵墓門	9 陵墓門	10 墳墓	11 墳墓	11 陵墓門
古蹟	11 古蹟門	6 古蹟門	12 古蹟	12 古蹟	10 古蹟門
名宦				13 名宦	
流寓				14 流寓	
人物			11 人物	15 人物	
烈女				16 烈女	
仙釋					
	13 人品門	10 人品門			
	14 拾史門				

注) 番号は各項目の記載順。

市江波) の項に、次のように記す。比較のためもとの漢文のまま引く⁴⁾。

(前略) 和歌集載長門嶋，即今之江場也。歌枕曰，君代波長門之嶋之小松原神左備*又若葉左須磨*。万葉集曰，我命遠長門嶋乃小松原幾代遠經*加神左備和多留。此兩首相傳，天平八年遣新羅使等繫船於此浦所詠也。自古遣唐使遣新羅使船，使安藝國船工造之。到今所々造大船者多，四方海賈來買之矣。

さらに、土産門の冒頭に『日本書紀』から『延喜式』までの安芸国物産関係記事（遣唐使船建造記事も含む）を引用しているが、船の項では「安南郡倉橋嶋多船匠，作巨船小艇賣之」と記すのみである。

これに対し、⑤「芸州倉橋浦風土記」では土産門の最初に船をあげ、『芸備国郡志』から孫引きで『日本書紀』『続日本紀』の安芸国における造船記事を引き、さらに本浦での造船の仮説を提示した部分は「今案，往昔遣唐使之船者於此浦而造之者乎，自古遣唐使遣新羅使，使安藝國船工造之。自然以來，到今造大船小舟，而与四方海賈賣買之」（もとの漢文のまま）とする。

すなわち、『芸備国郡志』は万葉集の「長門島」を江波のこととし、遣唐使船建造はあって具体的場所を示さないものの江波のところに記していた。これに対し、⑤ではその記述をそのまま借用、継承しながらも、江波ではなく倉橋島本浦での造船説を提示しているわけである。また、万葉集の「長門島」については⑤でもまだ倉橋島とはしていないが、宮島の僧学信、広島の学者滝昌応・香川南浜らの提起をへて、(3)段階の⑧「書出帳」では倉橋島の人々もそれを自らの歴史として記すにいたっている。

このほか、⑤が『芸備国郡志』の記述を借用したところは多い。特に集中しているのは土産門で、倉橋島の実情に合わせて文字を入れ替え一部を書き換えるなどもしているが、海参（ナマコ）・鰯魚（ボラ）などの一般的な産物の説明はほとんどそのままである。ただし全体の構成では、⑤には古事談門があり、そこでは倉橋多賀谷氏が毛利氏に滅ぼされる経過を詳細に述べ、また島の風習を生き生きと述べている。寺社や人物についての記述もそれぞれの門に詳しい。さらに冒頭の目次だけで本文を欠くが村裏門・奇石門・郷長門・詩歌門・老樹門・舎屋門など『芸備国郡志』にない門をたてようとしている。

結局、⑤「芸州倉橋浦風土記」では(1)段階の伝説をほとんど採用せず、多賀谷氏以降の歴史に限定し、『芸備国郡志』という窓を通じて日本歴史の文献を導入し、史料に基づいた実証的な記述を行う手法を自己のものにしようとした、ということができよう。しかもそれは地域の伝承を捨てざるというのではなく、むしろ郷土の山・川・島・岩など特徴有る土地には、かえって(1)段階の縁起類よりはるかに多くの伝承を伝承として記録しているのである。それはすでに古代の『風土記』の筆法をうかがわせるものがある。

ところで、『芸備国郡志』はのちの『芸藩通志』に比べるとあまり評価は高くないようと思われる。私たちが、『芸藩通志』に軍配を上げるのは、その膨大で包括的かつ正確な内容からであるが、翻って歴史的意義ということになると『芸備国郡志』も重要である。その影響を受けたのは何もこの⑤「芸州倉橋浦風土記」だけではない。

製塩業で栄え、多くの学者文人を輩出した竹原には「竹原下市一邑志」（寺本立軒著、元禄6年、1693）があるが、これも『芸備国郡志』の影響下に作成されており、「塩浜」の部分の一部の記述や「下市」の部門立てにそれを知ることができる⁵⁾。寺本にはほかに「磯宮縁起」（天和元年、1681）があり、そこでも『芸備国郡志』の記述を一部借用している。

竹原のような早くから経済的繁栄を迎えていた所でも、倉橋島同様の伝説から歴史への目覚めがあり、その契機の一つはやはり『芸備国郡志』であったらしい。

では、『芸備国郡志』はどのような性格の書物であろうか。その著者黒川道祐は、招かれて広島藩に仕えた儒学者・医師で、世子教育にもあたった人。林羅山・堀杏庵に学び歴史にも詳しい。その書の凡例には「其条目、本朝風土記の例を用いずして、大明一統志の標題に倣う者なり」と宣言している。

『大明一統志』は明の英宗の時代、天順5年（1461）に完成した中国の地誌で、天下の士とともに国家一統の盛んなるを維持する、との意図から一般に刊行されたものである。日本でも元禄12年（1699）に句読・訓点を付して翻刻され、正徳3年（1713）にも再刊されて流布している⁶⁾。その構成は先の表2に掲げたが、京師・府・州ごとに一定の項目にしたがって現況と古代からの沿革を述べる。時に出典を引いて根拠を示し、史書を博搜するとともに地域の伝承をも加えている。特定の地域を詳しく知るには不十分だが、総覽するには便利なものである。

『芸備国郡志』は、その凡例や表2で明らかのように、これに倣っており、特に「寺觀」「祠廟」という語をそのまま使用するとともに、その順も「寺觀」を先にしている。同じ頃『大明一統志』に倣って編纂されたほかの地誌と較べると、その『一統志』尊重の姿勢がうかがわれるが、のち同人が編纂した『雍州府志』ではやや姿勢が変化している。

さて、表2に加えた『会津風土記』（表では略したが『磐城風土記』『前橋風土記』もその系列）や『常陸風土記』（のち『常陸国志』と改名）も同種のもので、おおむね藩命によって編纂されるかそれに近い作品である。『会津風土記』は二代將軍秀忠の子保科正之の命で編纂され、『常陸風土記』も徳川光圀の時代の編纂である。黒川道祐も幕府儒官の林家にきわめて近かったから、このころの地誌編纂の流行には敏感であったはずである。というより、むしろこの『芸備国郡志』はその嚆矢と呼んで差し支えない位置にある。

その序は林鷺峰によるが、『会津風土記』も同様で、いずれもこのような試みが全国に広がることを期待するとある。軍事的な天下統一から、文化的な天下統一への志向を示すものである。以後しばらくは『五畿内志』『張州府志』『豊後国志』など『一統志』にならった地誌が続々と編纂される⁷⁾。

このように、『芸備国郡志』は孤立した作品ではなく全国的な動向のもとで編纂されたものであるが、一方広島藩に視点を戻すと、『六国史』や『延喜式』などを引用してこの地域に関する歴史を実証的精神で叙述しようとしたのはこれが最初である。ここに、日本の歴史・都の歴史と地域の歴史を結びつけた叙述が始まったのである。先にみたように、その動きはさらに藩内の村々に及び、『芸備国郡志』の窓を通して地域民衆の歴史が日本の歴史に結びつけられていくことになる。

IV. 歴史意識の転換－『芸藩通志』－

再び倉橋島の世界に戻る。西蓮寺の僧性添がその風土記を編集してから約50年、18世紀の末になると、いよいよこの島でも学芸への熱意が形をなしてくる。

寛政年間には尾道出身の島居好之を招いて郷学敬長館を開き、好之が所持していた山崎闇斎編述の『孝経外伝』（寛政2年、1790）を倉橋版として出版し、また島居好之がその師松田道斎を通じて継承した山崎闇斎の教えから、特に初学者のための心得をまとめたものを、本浦春日神社藤村昌嘉が大坂浪華書林から『幼学式』（寛政5年）として出版するなどしている。

そのほか島内有力者の子弟は広島に出て学び、著名な学者文人との交際が緊密となって文化の向上をもたらした。しかし、それは一方で都の文化と郷土の文化を一つの価値観で結び、そこにおのずから上下高低の意識を植えつけることにもなる。

(3) 19世紀前半の段階－地方史の成立－

この段階を代表するものには⑧「国郡志御編集ニ付下しらべ書出帳」がある。これは先にも述べたように、『芸藩通志』編纂のため雛形にしたがって差し出したものである。そのためもあってか、島の歴史も日本の歴史・領主の歴史とのかかわりが重視されている。

造船に関する「神功皇后三韓征伐」伝説や遣唐使船建造伝説、万葉集の長門島、倉橋多賀谷氏の城跡などが島の正史の位置を占め、従来の島の王者たちの物語は人品の部門にただ名前が羅列されるにとどまる。秀吉の朝鮮侵略に対する批判的見解や左祐への同情も影を潜める。

ただ先に見たように史料①～⑦の写しもこの時同時に参考として提出しており、なお島民には(1)段階の伝説を重視し、信じる空気があったようである。しかし、藩側はそれらの

うち著名な学者の手になる⑥⑦だけを『芸藩通志』芸文編に採用した。頬杏坪ら編集者の立場からすれば当然かもしれないが、倉橋島に関連した作品として採用されたものが、すべて島外の学者の作品であったのは皮肉なことであった。

村はその独自に伝えてきた歴史を失い、かわってより「大きな歴史」のなかに包摂されて一つの地方となるが、それはとりもなおきず日本人であるという意識を、歴史を共有することによって明確にするものである。それは上の「三韓征伐」伝説のごとく、朝鮮に対する侵略的な歴史意識を容易に受け入れ、釀成する道へとも連なっていた。

この時⑧「書出帳」を全村に提出させた『芸藩通志』の編纂とはいつたい何であったのだろうか。

『芸藩通志』序によれば、先の『芸備国郡志』が簡略に過ぎ、またその後郡名の変更もあって改作の必要があったからという。また編纂者の頬杏坪は実際の民政に役立つことを念頭に置いており、村々の生活の現状を正確に把握することを目標としていた。したがつて村明細帳の集約という性格も強くなっている。藩主から編纂を命じられたのは文化元年（1804）で、実際編纂作業が軌道にのるのは文政元年（1818），その完成は同8年のことであった⁸⁾。

一方、このころ、幕府でも全国的な地誌編纂の試みが始まっていた。先の寛文年間に続く第2の編纂ブームが始まっていたのである。幕府は昌平齋に地誌調所を置き、大学頭林述斎を総裁として文化7年（1810）から『新編武藏風土記稿』、その終了後天保元年（1830）から『新編相模国風土記稿』などを編纂している。

この時全国の地誌類が地誌調所に集められ、個々の地誌の構成や特徴が『編脩地誌備用典籍解題』⁹⁾にまとめられている。その中心的メンバーは、林述斎の意を受けた松平冠山・間宮士信らであったが、個々の地誌に対して加えた批評には興味深いものがある。

実は、そのなかで批判の的とされたのが『大明一統志』に倣って編纂された先の地誌類であった。黒川道祐の『芸備国郡志』や『雍州府志』は、かつて地誌編纂の基準として評価されていただけに、かえって罵倒に近い批判を受けている。個々の問題を別にすると批判の要点は、『大明一統志』に倣おうとするあまり漢文体をとり、その用語からして日本の実情にそぐわず、対象の規模が全く違すぎるなどという問題点である¹⁰⁾。

一方、激賞の対象となったのは貝原益軒の『筑前続風土記』（元禄16年、1703）であるが、それはその時期としては珍しく和文で書かれ、無理な体系化を行わず、しかも地域を歩いてよく実情を把握しているからという¹¹⁾。たまたま黒川道祐・貝原益軒とともに有馬温泉に関する作品を残したが、前者の『有馬地誌』について「其人素より文章を學はざるゆゑに轉倒錯置義理通せざるところ多し、貝原篤信湯山記和文をもて書し、平易簡明人に益

あるにしかさること遠し」という調子である。

最近頼祺一氏によって紹介された菅茶山の頼杏坪宛書状は、このあたりの事情を示す一例である¹²⁾。文化2年（1805）茶山は藩主阿部正精に領内の地誌編纂（『福山志料』）を命じられ、『大明一統志』に倣った『常陸国志』のようなものにしましょうかとたずねたところ、貝原の『筑前続風土記』に倣えと命じられたという。茶山は阿部正精が林述斎と親しいところから、述斎が『筑前続風土記』を評価しているらしいと推測しているが、右に見たように幕府地誌調所の方針は全くその通りであった。

茶山の手紙を受け取った杏坪の『芸藩通志』の編纂も、実はこれに通じるところがある。頼杏坪はその序で、『芸備国郡志』編纂者の黒川氏は広島藩に学者がいなかったのでやむなく京から招かれた人であったが、杏坪らは「土人」であるから、より実情に即した完成度の高いものを作れると自負している。竹原や倉橋島のように、すでに各村で地域の実情に即した地誌が作成されている所もあり、『芸藩通志』の編さんは単なる『芸備国郡志』の改訂ではすまされない。それだけに杏坪の編纂にかけた熱意は並々ならぬものがあり、自ら領内各地を回って資料収集にあたったらしいが、それは貝原益軒の態度に通じる。

また具体的な編纂方式では、雛形を各村に下して村方に記入させる方法をとっているが、その雛形の項目内容にいたるまでが幕府地誌調所のそれに酷似しており、両者の間の連関さえうかがわせるものがある¹³⁾。

さて、本朝『風土記』の体裁を取らず、『大明一統志』に倣うと宣言した『芸備国郡志』はここに至って否定され、和文で実態に即した地誌が求められることになった。それは、杏坪や茶山の個人的意向の如何にかかわらず、本朝『風土記』への回帰の道にも連なる。

「書出帳」雛形にみえる、地名の由来や土地の厚薄、産物のほかに鳥獸・植物・魚類・昆虫にいたるまで書き出させる方式は、ほとんど古代の『風土記』の筆法といってよい。また、古代の『風土記』は、地域の伝承も収集しているが、地名起源伝説に典型的に見られるように、それらはしばしば天皇の行動と結びつけられ、その地域が昔から天皇と由緒深い関係にあったと印象づける作用を有する。そのような思想も、形を変えつつ同時にここで復活していることはいうまでもない。

再び(3)段階の倉橋島の歴史に立ち返っていえば、地域の歴史が日本の歴史に地方史として結びつけられ、しかも(2)段階では保持していた健全な客観的・実証的精神は失われ、『日本書紀』などの政治性の強い「歴史」が、古代の『風土記』のごとき接着作用をもつて、はじめて村々の民衆の中に浸透する過程ということになる。

幕府・領主による地誌の編纂と、一つの村における地誌の編纂は、同じ時代の空気を吸いながら互いに作用しつつ、近代日本の歴史意識形成の準備を始めつつあったのである。

(4) 20世紀初頭の段階—「歴史」からの疎外—

このような傾向は、⑨『倉橋島志』(明治42年, 1909)において一つの頂点に達する。その筆者は島民の野村直助であり、島に対する愛情の深い人物であったことは間違いないが、京や広島の文化・歴史に権威を認め、明らかにそれらを価値の基準とした記述を行っている。島の歴史の骨子は先の⑧「書出帳」とほぼ同じ内容であるが、例えば、明治天皇の来島について多くの紙幅を割いて特筆し、島の風物の説明には倉橋八景などを設定し、必ず著名な文人がそれを讃めた漢詩を引くなどしている。

島の歴史や風土のすばらしさを表現するには、頼杏坪や聿庵など広島で著名であった文人の力を借りねばならず、島民の場合は彼らの教えを受けた有力者のものに限られている。(1)(2)の段階の作品は、もっぱら島内の人々に語りかけるのを目的としたものであったのに対して、この段階では島外の人々をも意識対象として記述することになり、全国的な文化・学問の水準を意識するのはやむをえないことであった（もっとも、倉橋の場合はきわめて水準の高い地誌を残しているので、後進がこれを越えるのは容易ではないが）。

一般にしばしば指摘される郷土史の独善性は、郷土の人々に語りかけるお国自慢に原因があるのでなく、他の地域の人々に対して、いかにわが地が日本の歴史・都の文化と強く結びついていて価値があるかを無理して強調する点に原因がある。歪められた地域のアイデンティティーの肥大こそが問題であろう。そこではいくら郷土のすばらしさを強調しても、価値の基準がよそにある限り、自らはその「歴史」から疎外され続けざるをえないものである。

むすびにかえて

本稿では、西部瀬戸内の一島嶼—倉橋島に伝えられた島の伝説や歴史叙述をもとに、島民の歴史意識が江戸時代初頭から明治にかけてどのように変化していったのか、幕府や藩の地誌編纂とどのような関係にあったのか、などを追跡してみた。

『大明一統志』の影響下で編纂された広島藩の『芸備国郡志』は、18世紀中頃の島民による『芸州倉橋浦風土記』編纂において、伝説から歴史への目覚めを促す役割を果たしたが、それだけでなく、島の実状—風土に即した地誌の必要性をも目覚めさせた。これはなにも倉橋島だけの現象ではなかった。したがって次に広島藩が編纂した『芸藩通志』は、中国地誌の模倣による違和感を克服するためにも、地域の実情をよく把握した上、「日本的」な文体・様式を持つものでなければならなかつた。

『芸備国郡志』から『芸藩通志』への転換は、直接的には、幕府の地誌編纂方針の転換にもよるが、その幕府の方針転換も、全国各地で上の倉橋島のような事態が進行していた

ことの反映であろう。そしてこのような過程を通じて、日本の歴史、都の文化の価値観が地方の民衆に浸透していったのである。

その背景には全国各地における経済活動の活発化と交流の緊密化がある。この島に即していえば、近世後期の新しい流通の動向に対応した小規模な廻船業の成長、出稼ぎの日常化、甘藷の導入による段々畠の加速度的開墾、綿作・綿織さらに漁業の様々な展開があり、島の人口は18世紀初頭の3千人足らずから19世紀後半には1万3千人足らずに増加している¹⁴⁾。経済的発展と文化交流の緊密化は、島の上層民を中心とする知識人の輩出をもたらすが、それは都を中心とした「文化」高低の尺度を受け入れることでもあった。

このような現象は、江戸時代を通じて全国の様々な地域でそれぞれ特色を持つつも進行し、少しおおげさにいえば近代の国民国家日本存立の意識基盤を準備したといえるかもしれない。これを歴史意識の面からみれば、地域の歴史より日本の歴史がより上位の権威あるもの、価値あるものとして人々の意識を規定することである。

思えば『日本書紀』や『万葉集』は、それができてから約千年かかって瀬戸内の小島の民衆に迎えられ、その地域の人々の歴史意識の重要な一部を担うことになった。「文字に書かれた歴史」の不思議な力が強力に發揮される時代の到来である。

さて、私たちは現在どのような段階にあるのだろうか。その後の戦争の時代を経て歴史の見方は大きく変わったのであるが、新しい地域の歴史像・歴史意識が形成されたのであろうか。

近年の東京一極集中、極限にまで達した過疎・過密という状況のもとで、地方では地域社会を維持し自己主張を続けようという試みがより意識的に行われている。企業誘致に代表されたかつての地域活性化の運動とは別に、最近では文化的・精神的な活動が重視され、地域のアイデンティティ確立を求めしばしば歴史のなかにそれを見出そうとしている。例えばこの倉橋町では先の遣唐使船復元が果たした役割が大きく、その後マスコミでしばしば全国に紹介され町民を勇気づけた。町では復元遣唐使船展示館を設けるなど、「遣唐使船建造の島・万葉集史跡の島」がキャッチフレーズとされている。しかし「木造船の島・段々畠の島」では元気が出ないというのも残念なことである。

もっとも、現在では事態はさらに深刻で、むしろ「郷土の歴史」「地方の歴史」そのものが喪なわれ、「教科書に書かれた歴史」だけしかないという時代を迎えているのかもしれない。地域社会の解体は、「地域史」なる概念を、かつて克服されるべきとされた「郷土史」「地方史」よりもさらに空虚なものにする可能性がある。

あるいは、昨今の「国際化」により、日本の一地方が外国の一地方と直接結びつくような段階を迎えていいるとするとならば、日本という枠を越えた世界史のなかの「地域史」の時

代に至っていることになるが、新たな可能性を求めて広島はそれをどう迎えようとしているのだろうか。「歴史屋」を自認する筆者にとっては、重い課題である。

注および文献

- 1) このような視角からの最近の研究では、伝説の検討を行う平川新「神社縁起と伝説の変容」(『日本歴史』533号, 1992年), 史蹟の成立を取り扱う羽賀祥二「史蹟をめぐる歴史意識—一九世紀前期の歴史と文化—」(『日本史研究』351号, 1991年)などの新しい試みが発表されており、地誌類についても各地でその地域の諸条件に即した検討を積み重ねる必要がある。
- 2) 赤田光男氏は『防長地下上申』から村の由緒書を紹介し、このような現象を「ムラの自我の成立」と呼んでおられる(『日本民族文化体系8 村と村人』第2章1, 1984年)。
- 3) 元応2年8月17日六波羅御教書(『萩藩閥閱錄』巻一七児玉三郎右衛門, 巷一九児玉四郎兵衛所収)。
- 4) 『宮島町史資料編・地誌紀行I』(1992年) 所収巖島神社奉納本による。
- 5) 吉井章五氏発行『竹原下市一邑志』解説にすでにその指摘がある(村上英執筆, 竹原叢書, 1932年)。
- 6) 山根幸夫「大明一統志について」(『和刻本大明一統志』汲古書院, 1978年)。
- 7) 『茨城県史料近世地誌編』解説(1968年)では、『常陸風土記』(古今類聚常陸国誌)にとどまらず近世の地誌一般について概観しており参考になる。
- 8) 『広島県史』近世2(1983年), 1161頁。
- 9) 『大日本近世史料』所収。なおこの時期の幕府の地誌編纂については、高橋章則「近世後期の歴史学と林述斎」(『東北大学日本思想史研究』21, 1989年), 白井哲哉「地誌調所編纂事業に関する基礎的研究」(『関東近世史研究』27, 1990年)などを参照。
- 10) 『芸備国郡志』は、単に全体の構成を『大明一統志』に学んだだけではなく、その記述においても模倣している部分がある。例えば、苑囿門泉水館(現広島市縮景園)の風景を描写するのに、『一統志』京師苑囿、西苑(現北京市北海公園)の描写を一部借りるなどしており、非難されても仕方がない部分もある。ちなみに縮景園は後には杭州西湖を模したものともいわれ、はなはだ複雑なことになる。
- 11) 貝原の苦心はその序文に子細に述べられている。『福岡県史資料』続第4輯(1943年)所収。
- 12) 頼祺一「『福山志料』の編纂について—菅茶山の書状紹介—」(『福山城築城三百七十年記念誌』, 1993年)
- 13) 前掲注9) 白井論文に幕府地誌調所で用いた雛形が紹介されている。『芸藩通志』書出帳雛形との関係は、その前後関係も含めて今後の課題である。なお、白井氏は幕命によって『芸藩通志』が編纂されたとしておられるが、今のところそれを直接示す資料はないように思う。
- 14) 拙稿「近世瀬戸内島嶼村落の特質について—安芸国倉橋島を中心として—」(『瀬戸内海地域史研究』第4輯, 1992年)。

付記、本稿は『広島市公文書館紀要』17号(1994年)に掲載されたものを発行者の許可を得て転載したものである。今回のシンポジウムでは本稿に基づいて報告させていただいた。新たな知見を加えて改稿する余裕がなく、関係各位にお詫び申し上げる。